

(法第 28 条第 1 項)

平成 21 年度特定非営利活動に係る事業報告書

特定非営利活動法人 ACOBA

1 事業実施の成果

会計処理の便宜上、事業年度を 4 月から翌年 3 月までに変更したので、平成 21 年度の事業期間は、平成 21 年 8 月 1 日より平成 22 年 3 月 31 日までの 8 ヶ月となった。歴史的な不況の中にあつて、弊 NPO にもその影響が及んでいる。市内で唯一のインキュベーションオフィスに空きが出て赤字状態が継続する一方、中間支援団体として起業講座を開講するも聴講者が減少し、大幅な赤字講座となっている。幸いなことに、福祉サービス評価事業と指定管理事業の主たる収益事業で多大な経費削減と業務効率化を実施した結果、事業全体として黒字を確保できた。

沈滞化する地域の NPO 活動に新たな息吹をもたらすために、弊 NPO が発起人代表として我孫子 NPO 法人協議会を平成 22 年 4 月に発足させ、横断的な協働と行政との連携を強化していく責務を果たすことになった。

2 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
福祉サービス評価・調査事業	介護サービス調査事業、第三者評価事業	年間	県内福祉施設	17 人	一般県民	7,913
指定管理者事業	千葉県福祉ふれあいプラザのホール等の運営・管理	年間	市内県施設	16 人	一般県民	27,254
インキュベーションオフィス運営事業	ABIKO s の運営・管理	年間	市内自己施設	1 人	起業活動者	3,259
CB ネット事業	市民サイトの運営管理	年間	市内	2 人	企業活動者不特定多数	518
CB 開発事業	新規事業の試行と定着化	適時	適宜	4 人	起業計画者及び団体	2,710
地域サービス支援事業	CB 起業家・CB 経営者等の全面的サポート	年間	適宜	9 人	起業家・企業活動者	630
交流・観光事業	起業家交流事業	6 月	市内外	4 人	企業家、団体、一般市民	745
指定管理者第三者評価事業	横浜市における事業	2 月	県外	6 人	神奈川県民	0